

## 第5回 美郷町農業委員会議事録

開催年月日 令和4年5月30日

出席者	1. 若杉伸児	2. 森田正春	3. 藤田博文	4. 田野敏広
	5. 中田辰美	6. 林田寿利	7. 柳田隆喜	8. 甲斐奉文
	9. 黒木謙志	10. 菊池勇夫	11. <del>富井保徳</del>	12. 黒木良昭
	13. 藤本政嗣	14. 中谷茂己		

議事録署名人 10番 菊池 勇夫 委員 12番 黒木 良昭 委員

開催時間 開会 AM 10:00 ~ 閉会

発言者	内 容
局長	<p>ご起立をお願いします。</p> <p>ただ今から、令和4年第5回美郷町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>一同、礼。</p> <p>お座りください。</p> <p>本日は11番富井保徳委員より欠席届が出ております。只今の出席委員は13名であります。よって本日の総会は成立いたします。会長挨拶の後、美郷町農業委員会規則によりまして、会長が議長となり議事進行を行います。</p> <p>それでは会長、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>&lt;挨拶&gt;</p> <p>それでは日程表に従いまして、令和4年第5回総会を進行していきます。</p> <p>日程第1、本日の議事録署名委員の指名をいたします。10番菊池勇夫委員、12番黒木良昭委員、よろしくお願ひします。</p> <p>続いて日程第2、会期の日程は、令和4年5月30日、本日1日といったますがよろしいですか。</p> <p>&lt;異議なし&gt;</p> <p>異議なしと認め、会期は本日1日と決定します。</p> <p>それでは日程第3、議案審議に移ります。</p> <p>議案第14号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の提案理由説明を求めます。</p>
局長	2ページをお開きください。議案第14号、農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条の規定による所有権移転及び賃貸借の許可申請があつた

ので、承認を求める。令和4年5月30日提出、美郷町農業委員会会長 林田寿利。次のページが対象農用地の位置図であります。受付番号55番から69番までの15件になります。詳細は担当がご説明いたします。

事務局員 4ページをお開きください。受付番号は55番です。申請人の譲受人が、美郷町南郷鬼神野の79歳の方。譲渡人が、宮崎市の方です。申請地は、南郷鬼神野字川原、田畠6筆、4,741m<sup>2</sup>であります。申請理由は、売買による所有権移転。利用計画は水稻他となっております。契約内容は、申請書明細のとおりです。譲受人の経営ですが、自作地・借入地あわせて13,898m<sup>2</sup>。家畜は牛を12頭飼養しています。家族総数2名の労力1名となっております。5ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長 地区担当委員の説明をお願いします。

中田委員 5番、中田です。譲受人は80歳が近くなつても元気がいい人で、まだ牛も12頭飼つてますので問題ないと思います。譲渡人は宮崎市に住んでおりまして、時々元家に帰ってきますが、申請人の家は隣同士になる関係で、土地を譲る話がまとまつたそうです。何の問題もないと思われますが、事務局からの説明にありましたように、農業用倉庫を含めての売買ということですので、ご審議よろしくお願いします。

議長 説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号55番について質疑のある方は挙手をお願いします。

〈なし〉

無いようですので採決に移ります。受付番号55番に賛成の方の挙手を求めます。

〈全員、挙手〉

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。  
続きまして、受付番号56番について説明をお願いします。

事務局員 6ページをお開きください。受付番号は56番です。申請人の譲受人が、美郷町南郷水清谷の73歳の方。譲渡人が、美郷町南郷神門の75歳の方です。申請地は、南郷水清谷字久保、田2筆、191m<sup>2</sup>であります。申請理由は、売買による所有権移転。利用計画は水稻となっております。契約内容は、申請書明細のとおりです。譲受人の経営ですが、自作地・借入地あわせて36,002m<sup>2</sup>。家畜はありません。家族総数2名の労力2名となっております。7ページが地籍集成図であります。本

案件は、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長 地区担当委員の説明をお願いします。

藤田委員 3番、藤田です。譲渡人は数年前に両親が亡くなり、この農地を相続したわけですが、譲受人自身も神門に嫁いでおり、この農地は親戚の方が今まで耕作してきました。その方も高齢になり耕作できず、この際譲渡人に売り渡そうと決めたそうです。譲受人は日頃農林業に従事しており、耕作できない方の農地を借りたりして、農地を荒らさないようにこの地区で頑張っている方あります。以上のことご審議よろしくお願いします。

議長 説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号56番について質疑のある方は挙手をお願いします。

〈なし〉

無いようですので採決に移ります。受付番号56番に賛成の方の挙手を求めます。

〈全員、挙手〉

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。

続きまして受付番号57番と58番ですが、譲受人が同一のため同時に説明をお願いします。

事務局員 8ページをお開きください。受付番号は57番と58番ですが、譲受人が同一のためあわせて説明いたします。

申請人の譲受人が、美郷町西郷小原の77歳の方です。

受付番号57番。譲渡人が、美郷町西郷小原の77歳の方です。申請地は、西郷小原字上川久保、田2筆、2,080m<sup>2</sup>であります。

受付番号58番。譲渡人が、美郷町西郷小原の68歳の方です。申請地は、西郷小原字上川久保、田1筆、843m<sup>2</sup>であります。合計3筆の2,923m<sup>2</sup>であります。

申請理由は、売買による所有権移転。利用計画は水稻となっております。契約内容は、申請書明細のとおりです。譲受人の経営ですが、自作地のみの11,189m<sup>2</sup>。家畜は牛を109頭飼養しています。家族総数6名の労力2名となっております。9ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長 地区担当委員の説明をお願いします。

甲斐委員 8番、甲斐です。譲受人と現地確認に行ってきました。譲受人は繁殖牛の畜産農家です。申請地には飼料稻を作りたいということでした。57番の譲渡人は奥さんが病弱で、本人も調子が悪く管理が難しいということです。58番の譲渡人は何年か前に病気をして、管理するのが難しいということで今回の案件となりました。双方に何の問題もありません。ご審議よろしくお願いします。

議長 説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号57番と58番について、質疑のある方は挙手をお願いします。

〈なし〉

無いようですので採決に移ります。受付番号57番と58番に賛成の方の挙手を求めます。

〈全員、挙手〉

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。続きまして、受付番号59番について説明をお願いします。

事務局員 10ページをお開きください。受付番号は59番です。申請人の譲受人が、美郷町南郷上渡川の71歳の方。譲渡人が、門川町の78歳の方です。申請地は、南郷上渡川字野畑、田1筆、406m<sup>2</sup>であります。申請理由は、使用貸借権の設定。利用計画は水稻となっております。契約内容は、申請書明細のとおりです。譲受人の経営ですが、自作地・借入地あわせて10,753m<sup>2</sup>。家畜はありません。家族総数4名の労力3名となっております。11ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長 地区担当委員の説明をお願いします。

若杉委員 1番、若杉です。譲受人は水稻を約8反程作っております。この地区の中山間支払交付金の代表者もしております、農業の中心的人物であります。譲渡人は現在門川町に住んでいまして、聞いたところ学校を卒業と同時に、延岡の方の会社に就職しづつと会社勤めをしているそうです。十数年前に農業をしていた母親が亡くなりまして、それをきっかけに本格的に農業をするようになったそうです。78歳と高齢で、門川から通いでこの時期だけ農業をしているんですが、往復2時間半位かかるそうで、夏場は特に仕事して帰るのがやっとだということで、荒かさん程度に作ってもらえばいいということでした。残り1反5畝程作ってるんですが、この田も息子さんが作らないと言えば、処分するか地元で誰か作ってもらいたいという考えがあるようでした。その点からしても、この1筆でも作ってもらうと、後々話がしやすいかなという風に考えました。何ら問題ないと考えま

す。ご審議よろしくお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 59 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

〈なし〉

無いようですので採決に移ります。受付番号 59 番に賛成の方の挙手を求めます。

〈全員、挙手〉

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。

続きまして受付番号 60 番から 65 番ですが、譲受人が同一のため同時に説明をお願いします。

事務局員

12 ページをお開きください。受付番号 60 番から 65 番ですが、譲受人が同一のためあわせて説明いたします。

申請人の譲受人が、延岡市の 65 歳の方です。

受付番号 60 番。譲渡人が、美郷町北郷宇納間の 69 歳の方です。申請地は、北郷宇納間字中原前、田 1 筆、527 m<sup>2</sup>。貸借権の設定であります。

受付番号 61 番。譲受人が、美郷町北郷宇納間の 88 歳の方です。申請地は、北郷宇納間字中原前、田 1 筆、2,301 m<sup>2</sup>。貸借権の設定であります。

受付番号 62 番。譲渡人が、美郷町北郷宇納間の 68 歳の方です。申請地は、北郷宇納間字中原前、田 1 筆、651 m<sup>2</sup>。貸借権の設定であります。

受付番号 63 番。譲渡人が、美郷町北郷宇納間の 69 歳の方です。申請地は、北郷宇納間字中原前、田 1 筆、246 m<sup>2</sup>。貸借権の設定であります。

受付番号 64 番。譲渡人が、美郷町北郷宇納間の 78 歳の方です。申請地は、北郷宇納間字中原前、田 2 筆、1,399 m<sup>2</sup>。貸借権の設定であります。

受付番号 65 番。譲渡人が、宮崎市の 71 歳の方です。申請地は、北郷宇納間字中原前、田 1 筆、696 m<sup>2</sup>。使用貸借権の設定であります。合計 7 筆、5,820 m<sup>2</sup>であります。利用計画はすべて水稻となっております。契約内容は、申請書明細のとおりです。譲受人の経営ですが、自作地・借入地とともに 0 m<sup>2</sup>で、延岡市の方にも自身で耕作している農地はないと聞いております。今回借り入れる農地が 3 反を超えるので、下限面積はクリアとなります。家族総数 1 名の労力 1 名となっております。譲受人と電話で話したんですが、現在農業用機械を持ってないそうで、今後買い揃えていきたいということでした。13 ページは地籍集成図になります。申請地はすべて他の方が借りてまして、後の案件で報告をいたしますが、解約し新たに貸し付けるという形になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長	地区担当の説明をお願いします。
藤本委員	13番、藤本です。ただ今の事務局の説明のとおり、申請地については他の方が約8年ほど作っておりました。譲受人は延岡市で飲食店を経営しています。今まで借りていた方が別のところの田を借りるということで、後を受けてくれる人はいないだろうかとなったときに、経緯は不明ですが譲受人から管理させてほしいと要望がありまして、今回の申請となりました。譲渡人もちゃんと管理してくれるならと了承されてますので、問題はないと思います。ご審議よろしくお願いします。
議長	説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号60番から65番について、質疑のある方は挙手をお願いします。
若杉	はい。
議長	はい、どうぞ。
若杉	1番、若杉です。譲受人は、米作りは素人ということでしょうか。
藤本委員	はい、素人だと思います。周りの方が指導してくれることになっていますので、その点については心配ないと考えています。
議長	事務局の方で補足はありますか。
事務局員	藤本委員の説明のとおりであります。
議長	若杉委員、いいですか。
若杉委員	はい。
議長	他にありませんか。
黒木良委員	はい。
議長	はい、どうぞ。
黒木良委員	9番、黒木です。もうすぐ田植えの時期ですが、農機具など今揃えているところでしょうが、現状はどうなっているのでしょうか。
藤本委員	そこまでは確認していないんですけど、今年から田は植える段取りで、米の苗

	も注文してありますので、準備はされているものだと思います。
議長	荒起しなんかもしてない状態ですか。
藤本委員	荒起しはしてるみたいです。
事務局員	いいですか。
議長	どうぞ。
事務局員	補足ですが、先ほど藤本委員がおっしゃいました、近所の方と協力をしながら耕作を進めていくということで、16 ページの案件の譲受人の方が協力していただけるようで、今回に限ってかどうかは確認しておりませんが、一緒に耕作をしていくということで話を聞いております。以上です。
議長	皆さん、よろしいですか。
	〈はい〉
	他にありませんか。
	〈なし〉
	無いようですので採決に移ります。受付番号 60 番から 65 番に賛成の方の挙手を求めます。
	〈全員、挙手〉
	ありがとうございます。全員挙手で、本案は原案通り可決いたしました。
	続きまして受付番号 66 番と 67 番ですが、譲受人が同一のため同時に説明をお願いします。
事務局員	14 ページをお開きください。受付番号 66 番と 67 番ですが、譲受人が同一のためあわせて説明いたします。
	申請人の譲受人が、美郷町北郷宇納間の 71 歳の方です。
	受付番号 66 番。譲渡人が、美郷町北郷宇納間の 95 歳の方です。申請地は、北郷宇納間字鹿猪谷、田 1 筆、2,358 m <sup>2</sup> 。貸借権の設定であります。
	受付番号 67 番。譲渡人が、宮崎市の 71 歳の方です。申請地は、北郷宇納間字小園と鹿猪谷、田 2 筆、3,314 m <sup>2</sup> 。使用貸借権の設定であります。合計 3 筆、5,672 m <sup>2</sup> であります。利用計画は水稻となっております。契約内容は、申請書明細のと

おりです。譲受人の経営ですが、自作地・借入地あわせて 6,047 m<sup>2</sup>。家畜はありません。家族総数 4 名の労力 3 名となっております。15 ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長 地区担当委員の説明をお願いします。

藤本委員 13 番、藤本です。譲受人が昨年まで作っていた受付番号 60 番から 65 番までの申請地を他の方が作ることになったので、今年から別の田を作ることになったようです。66 番の申請地は、去年まで保全管理の状態でした。67 番については、譲渡人が宮崎市在住で、田を作ってもらえば何もいりませんということです。この田は川端にあり、去年は畜産農家の方が WCS を作っていたようですが、今年から、譲受人が米を作付けするということです。ご審議よろしくお願いします。

議長 説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 66 番と 67 番について、質疑のある方は挙手をお願いします。

〈なし〉

無いようですので採決に移ります。受付番号 66 番と 67 番に賛成の方の挙手を求めます。

〈全員、挙手〉

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。  
続きまして受付番号 68 番と 69 番ですが、譲受人が同一のため同時に説明をお願いします。

事務局員 受付番号 68 番と 69 番ですが、説明に入る前に資料の差し替えをお願いします。お手元に別刷りの資料があると思いますが、申請内容に一部修正がありましたので、新しい資料に添って説明させていただきます。

受付番号 68 番と 69 番、譲受人が同一のためあわせて説明いたします。

申請人の譲受人が、美郷町北郷宇納間の 82 歳の方です。

受付番号 68 番。譲渡人が、美郷町北郷宇納間の 74 歳の方です。申請地は、北郷宇納間字平山他、田 5 筆、4,223 m<sup>2</sup>であります。申請地が 1 筆追加になったため、今回の資料の差し替えとなりました。

受付番号 69 番。譲渡人が、美郷町北郷宇納間の 89 歳の方です。申請地は、北郷宇納間字小園、田 2 筆、5,872 m<sup>2</sup>であります。合計 7 筆、10,095 m<sup>2</sup>であります。

申請理由は、貸借権の設定。申請理由につきましても、当初の資料では使用貸借権の設定でしたが、貸借権の設定と訂正しております。利用計画は水稻と

なっております。契約内容は、申請書明細のとおりであります。譲受人の経営ですが、自作地のみの 14,355 m<sup>2</sup>。家畜はありません。家族総数 2 名の労力 2 名となっております。17 ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

黒木謙委員

9 番、黒木です。譲受人は 82 歳と高齢ですが、現在も長野ライスセンターの代表であり、水稻のほかにはおさきも生産しています。また稻刈りの時期には機械のオペレーターも雇っており、労力的にも問題はなく、今回の申請農地は前々から一部委託されていた農地で、問題はないかと思われます。68 番の譲渡人ですが、申請農地の管理を任せている親族の方で、本人も水稻を生産されており一部受託も行っていますが、今以上の拡大は難しいということで、今回正式に譲受人に頼みたいということです。69 番の譲渡人ですが、高齢のために頼むことに決めたようです。何の問題もないと思いますが。ご審議よろしくお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 68 番と 69 番について、質疑のある方は挙手をお願いします。

〈なし〉

無いようですので採決に移ります。受付番号 68 番と 69 番に賛成の方の挙手を求めます。

〈全員、挙手〉

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。

次まして、議案第 15 号、非農地の許可申請について、事務局の提案理由説明を求めます。

局長

18 ページをお開きください。議案第 15 号、非農地の許可申請について。農地法第 2 条に規定する農地でないとの証明願いの申請があったので、承認を求める。令和 4 年 5 月 30 日提出、美郷町農業委員会会長 林田寿利。次のページが対象農用地の位置図であります。受付番号は 70 番の 1 件となっております。詳細は担当がご説明いたします。

事務局員

20 ページをお開きください。受付番号は 70 番です。受付月日が、令和 4 年 5 月 16 日です。申請人が、美郷町南郷神門の 75 歳の方です。申請地は、南郷水清谷字久保、畠 4 筆と田 2 筆、現況地目は山林と原野、合計 6 筆 1,621 m<sup>2</sup> であります。所有者は、申請人と同一であります。受付した日に調査を行いました。証明

根拠は、10 年以上耕作放棄され、かつ将来的にも農地として使用することが困難な土地であるためとなっております。21 ページが地籍集成図、22 ページが航空写真、23 ~ 25 ページが現況写真になります。話を聞いたところ、もう 30 年ほど耕作していないということで、現況もはっきり判別できないような状況でした。申請地は、長期にわたって原野山林化している農地です。隣接する農地もなく、非農地扱いとしても影響はないと考えます。以上です。

議長 地区担当委員の説明をお願いします。

藤田委員 3 番、藤田です。申請人の説明は先ほど 3 条でした。両親が亡くなり耕作できず、今回の非農地申請となりました。ご審議よろしくお願いします。

議長 説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 70 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

中田委員 はい。

議長 はい、どうぞ。

中田委員 5 番、中田です。証明根拠の 10 年ではなく、30 年以上じゃないですか。

事務局員 証明根拠は申請書の中に謳っている文言で、10 年以上耕作放棄すると非農地として扱っても構いませんよという取り決めがあります。そのために文言的に 10 年以上としています。実際現地は 30 年以上耕作放棄されています。以上です。

中田委員 わかりました。

議長 他にありませんか。

〈なし〉

無いようですので採決に移ります。受付番号 70 番に賛成の方の挙手を求めます。

〈全員、挙手〉

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。

続きまして、報告第 6 号、農地の賃貸借合意解約書について、事務局の提案理由説明を求めます。

局長 26 ページをお開きください。報告第 6 号、農地の賃貸借合意解約書について。

農地の賃貸借合意解約書の提出があったので報告する。令和4年5月30日提出、  
美郷町農業委員会会長 林田寿利。詳細は担当がご説明いたします。

事務局員

今から報告する合意解約については、先ほどの総会資料12ページにありました、受付番号60番から65番に関連する合意解約になります。

賃借人は6件すべて同一であり、こちらすべて農地法第3条の貸借権の設定がなされており、令和4年5月31日をもって賃貸借の合意解約が成立しております。この6件の合意解約は、農地法の要件を満たしているため、届け出を受理しましたことをご報告いたします。以上です。

報告ですが、何か意見はありますか。

〈なし〉

それでは以上で、すべての審議を終了いたします。

局長

ご起立をお願いいたします。

以上を持ちまして、令和4年第5回美郷町農業委員会総会を終了いたします。  
一同、礼。

本会議の次第は議事録と相違ないことを証するためここに署名する。

美郷町農業委員会 会長 林田 寿利

美郷町農業委員会 委員 菊池 勇夫

美郷町農業委員会 委員 黒木 良昭

